

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 6 月15日
【計算期間】	第19特定期間（自 平成23年 9 月16日 至 平成24年 3 月15日）
【ファンド名】	ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型) (以下「ファンド」といいます。)
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩野 琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドは、質の高い[※]ユーロ通貨採用国の国債に投資し、安定的かつより優れた毎月の分配金原資の獲得を目的として運用を行います。

※本書において、信用力および流動性が相対的に高いことを意味します(以下同じ)。

信託金の限度額は5,000億円です。

- ② ファンドの商品分類[※]は、追加型投信／海外／債券です。

※社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回(隔月)	欧州		
不動産投信	年12回(毎月)	アジア		
その他資産 (投資信託証券 (債券))	日々	オセアニア	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
資産複合	その他	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング		

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	海外
投資対象資産 (収益の源泉)	債券

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))
決算頻度	年12回(毎月)

投資対象地域	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

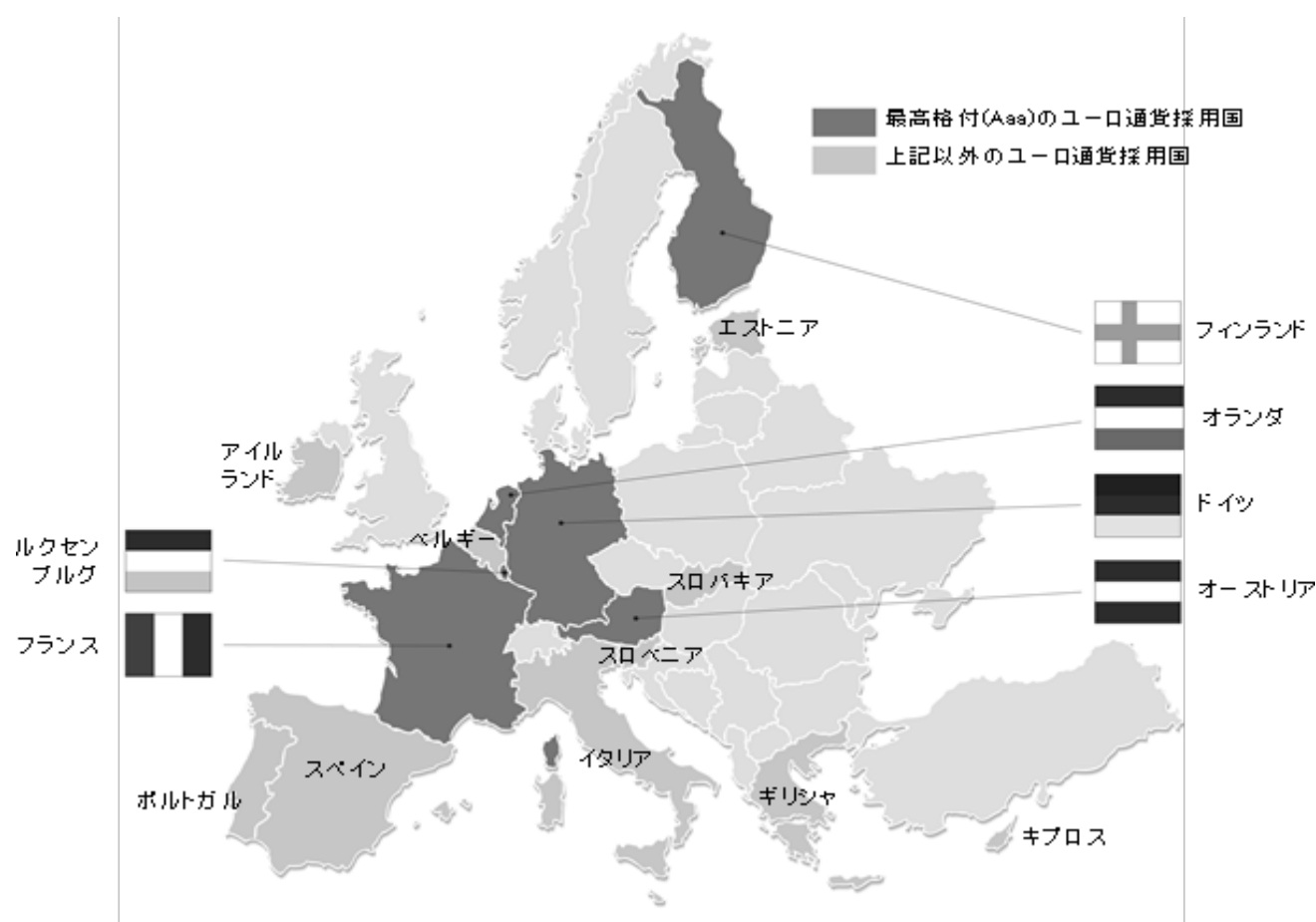
ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

a 主にユーロ圏の国債に投資します

投資対象はユーロ通貨採用国の最高格付国債です。



(平成24年4月末日現在)

b 最高格付の国債を厳選します

原則として債券の中でも信用力の高い国債を厳選して投資します。

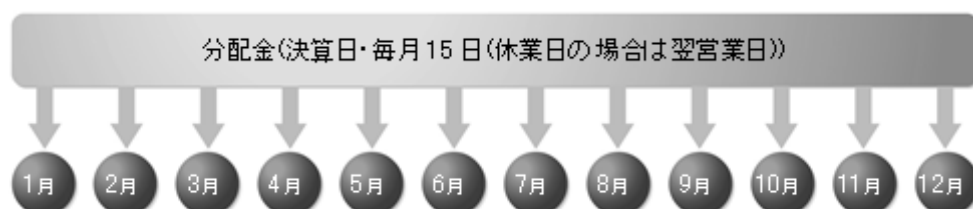
国債の中でも、最も信用力の高い最高格付に投資します。

	債券の種類	格付	投資対象国
投資します	国債	Aaa	ドイツ Aaa フランス Aaa オーストリア Aaa オランダ Aaa フィンランド Aaa ルクセンブルグ Aaa
投資しません	社債 地方債 政府保証債 モーゲージ債 ABS その他	Aa A Baa Ba B Caa Ca C	ベルギー Aa3 エストニア A1 スロバキア A2 スロベニア A2 イタリア A3 スペイン A3 マルタ A3 アイルランド Ba1 キプロス Ba1 ポルトガル Ba3 ギリシャ C

(注)現在の環境下ではAaa格の国債に投資しますが、ユーロ通貨採用国の中で国債発行残高比率の高い主要国が最高格付でなくなった場合には、流動性等を考慮し、主要国内の最高格付に準ずる格付の国債に投資することがあります。格付は将来変更になる場合があります。

(出所：ムーディーズ・インベスターズ・サービス、平成24年4月末日現在)

- 原則として最高格付[※]のユーロ通貨採用国の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。
[※]最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付は信用格付業者等が付与した中での最良の格付を参考とします。
- ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国[※]については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国債に投資することもあります。
[※]主要国とは平成24年4月末日現在でドイツ、フランスが該当します。
- 投資対象国債の最低格付は原則としてA格相当とします。
- 保有国債の格付が投資対象とする水準から悪化した場合、受益者の利益に適切な注意を払いつつ、当該国債を売却します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- c 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
 ○毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

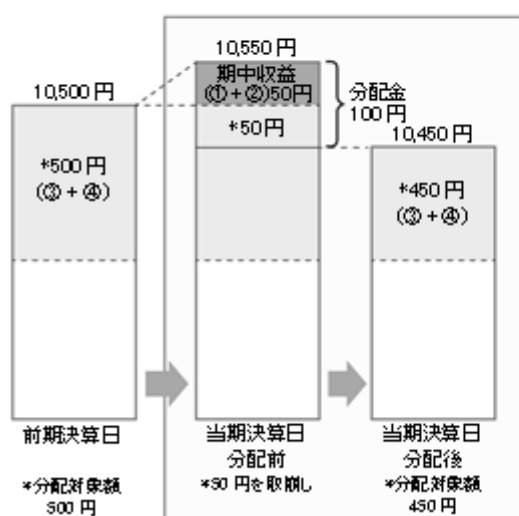
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



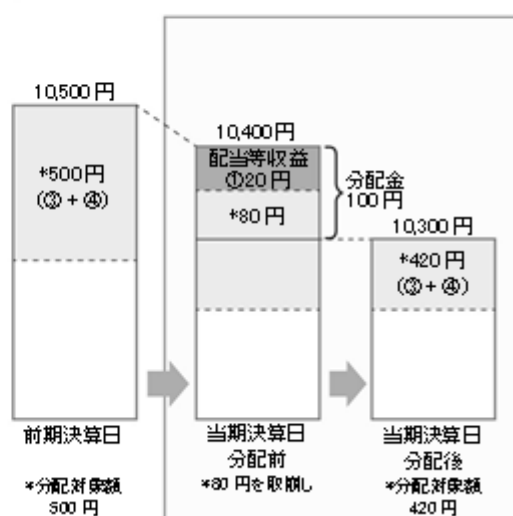
○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



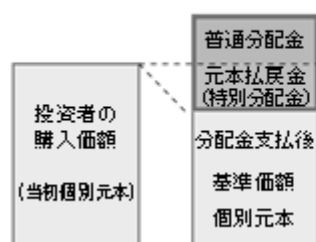
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

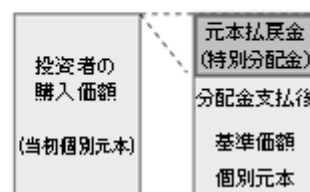
○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

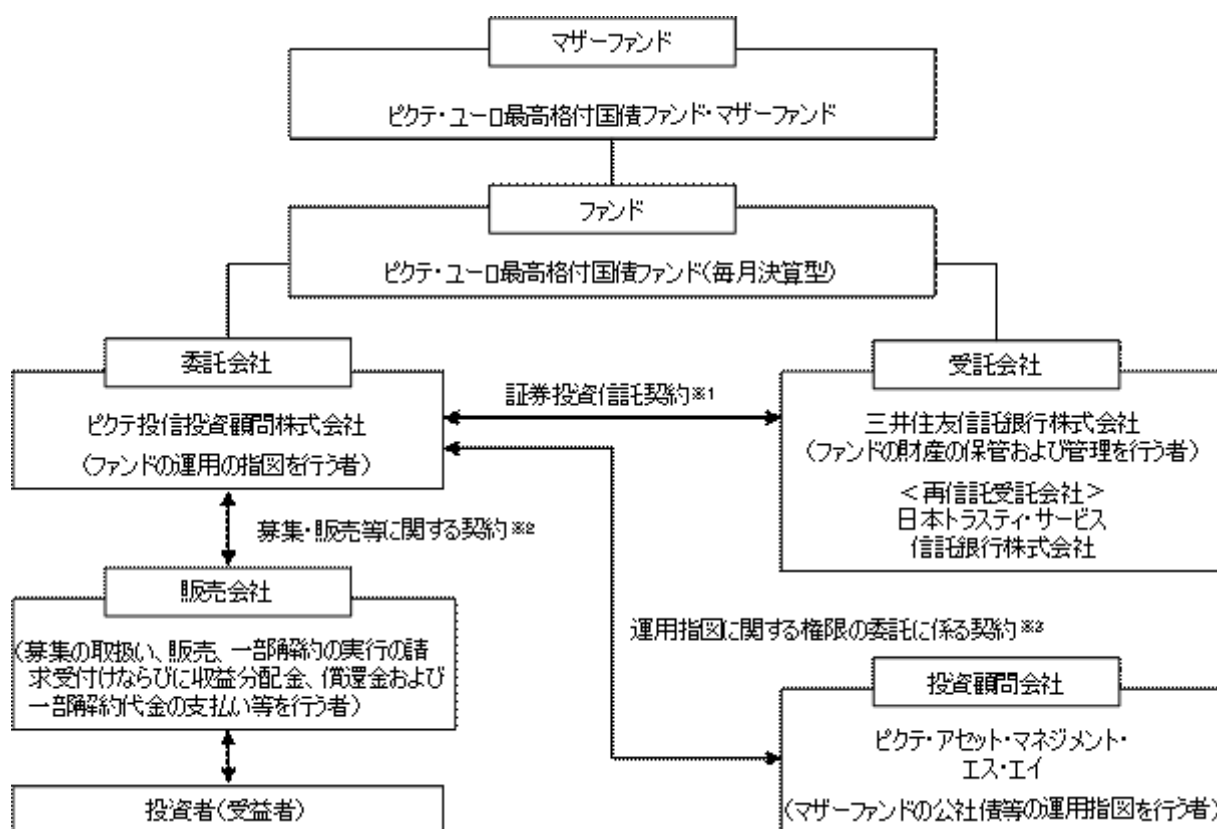
※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年9月25日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人



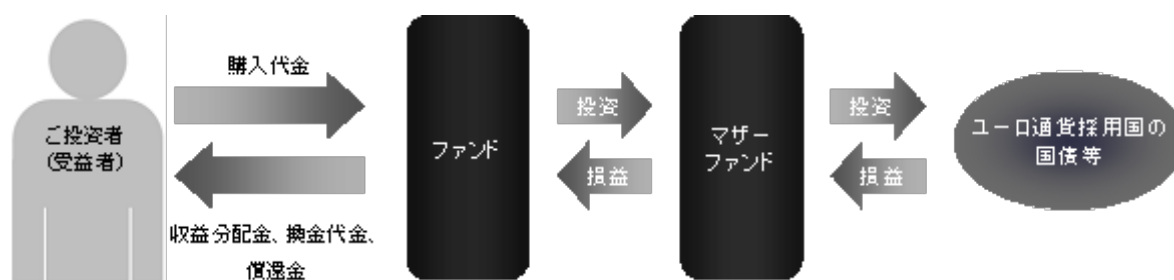
※1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

※3 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

○ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。なお、直接公社債等に投資を行う場合があります。

○ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



② 委託会社の概況（平成24年4月末日現在）

- ・資本金：2億円
- ・沿革：昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
現在に至る
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
----	----	-------	--------

ピクテ・アジア・ プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #02-00 ロビンソンロード 80	800株	100%
--------------------------	--	------	------

（参考）－ ピクテ・グループとは －

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行（プライベート・バンク）として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、質の高いユーロ通貨採用国の国債に投資し、安定的かつより優れた毎月の分配金原資の獲得を目的として運用を行います。

② 投資態度

a マザーファンド受益証券への投資を通じて、原則として最高格付[※]のユーロ通貨採用国の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

※最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付は信用格付業者等が付与した中での最良の格付を参考とします。

b ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国債に投資することもあります。

c 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

d 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資態度＞

a 原則として最高格付[※]のユーロ通貨採用国の国債に投資し、利金等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

※最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付は信用格付業者等が付与した中での最良の格付を参考とします。

b ユーロ通貨採用国の中で、国債発行残高比率の高い主要国については、その格付が最高格付でなくなった場合でも、ファンドの流動性と分散の確保を目的として当該国債に投資することもあります。

c 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

d 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（a）有価証券

（b）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限りします。）

（c）金銭債権（（a）、（b）および（d）に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

（d）約束手形（（a）に掲げるものに該当するものを除きます。）

b 次に掲げる特定資産以外の資産

（a）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a 転換社債の転換ならびに新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使により取得した株券

b 国債証券

c 地方債証券

d 特別の法律により法人の発行する債券

- e 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g コマーシャル・ペーパー
- h 外国または外国の者の発行する証券または証書で、aからgまでの証券または証書の性質を有するもの
- i 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- j 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- k 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- l オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- m 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- n 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- o 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- p 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- q 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- r 外国の者に対する権利でqの有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書、hならびにmの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびhならびにmの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、iおよびjの証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの

④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

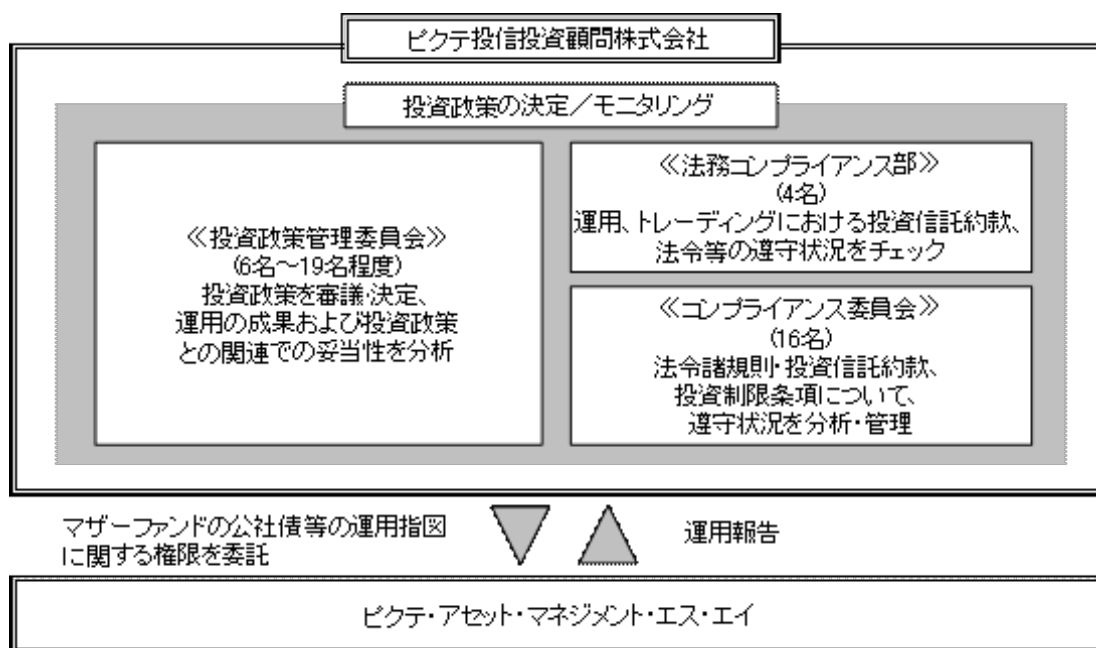
⑤ その他

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 委託会社は、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。))における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- c 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- d 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- e 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- f 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- g 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- h 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を

含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

- i 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- j 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- k 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

(3) 【運用体制】



- ・マザーファンドの運用にあたっては、公社債等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」へ委託します。
- ・投資政策管理委員会(6名～19名程度)において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(4名)において、運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス委員会(16名)において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。投資政策管理委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス委員会および投資政策管理委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、平成24年4月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - a 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

- b 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- c 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- a 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ④ ファンドの決算日
毎月15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- ⑤ 収益分配金のお支払い
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。
「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

- ① 株式への実質投資割合（投資信託約款）
転換社債を転換ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ② 投資する株式の範囲（投資信託約款）
委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合（投資信託約款）
信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合（投資信託約款）
取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合（投資信託約款）
信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合（投資信託約款）
制限を設けません。
- ⑦ デリバティブの利用（投資信託約款）
ヘッジ目的に限定しません。
- ⑧ 信用取引の指図範囲（投資信託約款）
信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ⑨ スワップ取引の運用指図（投資信託約款）
スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（投資信託約款）
金利先渡取引および為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲（投資信託約款）
- a 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%以内とします。
- b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%以内とします。

⑫ 公社債の空売りの指図範囲(投資信託約款)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付に係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑬ 公社債の借入れ(投資信託約款)

借入れに係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(投資信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 資金の借入れ(投資信託約款)

a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑯ 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

⑰ デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

a 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

- ・ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
- ・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
- ・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことがなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

b 為替変動リスク

- ・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- ・円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

c 有価証券先物取引等に伴うリスク

- ・ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

d 流動性リスク

- ・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

e 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

- ・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2) リスクの管理体制

委託会社では以下の関連組織においてファンドのリスク管理を行っています。

＜法務コンプライアンス部＞

日次で運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況をモニタリングします。

＜コンプライアンス委員会＞

月次で法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況を分析し、管理します。

＜投資政策管理委員会＞

月次で運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。

※リスクの管理体制は、平成24年4月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

2.1%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

※上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2075%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
------	------	------

年率0.525%(税抜0.5%)	年率0.63%(税抜0.6%)	年率0.0525%(税抜0.05%)
------------------	-----------------	--------------------

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用等（これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）は、そのつど信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

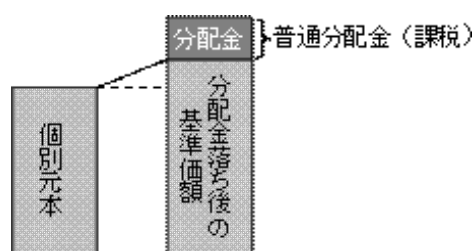
ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益（法人の受益者の場合は、個別元本超過額）が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

<収益分配金の課税>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い（配当所得）となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

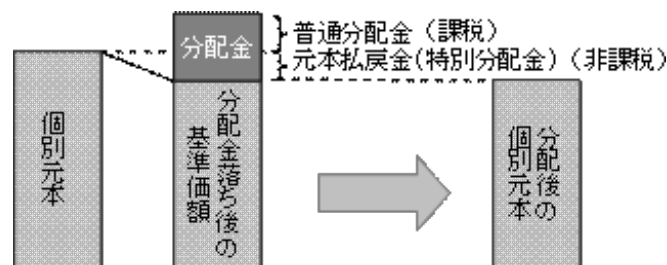
- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

<イメージ図>



- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- ③ なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



＜個別元本について＞

- ① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

＜解約時および償還時の課税＞

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞

- ① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。))を選択することもできます)。
- ② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10% (所得税7%および地方税3%)
平成25年1月1日から 同年12月31日まで	10.147% (所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7% (所得税7%)
平成25年1月1日から 同年12月31日まで	7.147% (所得税7%および復興特別所得税0.147%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)
平成50年1月1日以降	15% (所得税15%)

※上記は、平成24年4月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	981,030,181	100.04
現金・預金・その他資産(負債控除後)		△377,484	△0.04
合計(純資産総額)		980,652,697	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(参考)ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

(平成24年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	26,347,120,496	56.08
	オランダ	11,870,331,792	25.27
	フランス	5,062,543,024	10.78
	小計	43,279,995,312	92.12
現金・預金・その他資産(負債控除後)		3,701,385,796	7.88
合計(純資産総額)		46,981,381,108	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 投資有価証券明細

(平成24年4月末日現在)

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	699,736,221	1.3777 964,026,592	1.4020 981,030,181	100.04
投資比率：合計						100.04

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成24年4月末日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

a 投資有価証券明細

(平成24年4月末日現在)

	銘柄名	国名	種類	利率(%) 償還日	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
1	7.5% NETHERLANDS GOVT	オランダ	国債 証券	7.5 2023/01/15	54,750,000	15,948.17 8,731,623,965	16,010.71 8,765,867,842	18.65
2	6% DEUTSCHLAND	ドイツ	国債 証券	6.0 2016/06/20	63,310,000	13,109.93 8,299,901,216	13,116.52 8,304,071,597	17.68
3	4.5% DEUTSCHLAND	ドイツ	国債 証券	4.5 2013/01/04	65,615,000	11,231.24 7,369,381,537	11,048.40 7,249,408,316	15.43
4	6.5% DEUTSCHLAND	ドイツ	国債 証券	6.5 2027/07/04	31,800,000	15,945.93 5,070,806,938	16,531.58 5,257,043,139	11.19
5	8.5% FRANCE 0.A.T.	フランス	国債 証券	8.5 2019/10/25	25,000,000	15,570.17 3,892,543,900	15,144.96 3,786,242,250	8.06

6	4.75% DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	4.75 2040/07/04	20,000,000	15,422.18 3,084,436,880	15,789.26 3,157,853,384	6.72
7	4.5% NETHERLANDS GOVT	オランダ	国債証券	4.5 2017/07/15	25,000,000	12,197.47 3,049,369,400	12,417.85 3,104,463,950	6.61
8	4.25% DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	4.25 2018/07/04	18,500,000	12,821.18 2,371,919,306	12,858.07 2,378,744,060	5.06
9	8.5% FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	8.5 2023/04/25	7,900,000	16,670.45 1,316,966,182	16,155.70 1,276,300,774	2.72
投資比率：合計								92.12

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成24年4月末日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	92.12
合計	92.12

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

a 有価証券先物取引等

(平成24年4月末日現在)

銘柄名	種類	国名	取引所	買建 ／ 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
SCHATZ1206	債券先物取引	ドイツ	ユーレックス	買建	212	2,508,651,915	2,514,250,379	5.35
BUXL30YR1206	債券先物取引	ドイツ	ユーレックス	買建	130	1,770,582,588	1,790,607,728	3.81
EUROBOBL1206	債券先物取引	ドイツ	ユーレックス	買建	89	1,182,964,842	1,194,572,097	2.54
BUND10YR1206	債券先物取引	ドイツ	ユーレックス	売建	131	1,943,129,646	1,979,706,164	△4.21

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)時価金額は、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末(平成15年3月17日)	1,878	1,895	10,778	10,902
第2特定期間末(平成15年9月16日)	1,646	1,667	11,177	11,309
第3特定期間末(平成16年3月15日)	938	953	11,647	11,779
第4特定期間末(平成16年9月15日)	862	872	11,474	11,606
第5特定期間末(平成17年3月15日)	816	825	12,159	12,291
第6特定期間末(平成17年9月15日)	745	753	12,155	12,287
第7特定期間末(平成18年3月15日)	643	650	12,232	12,364
第8特定期間末(平成18年9月15日)	606	612	12,819	12,951
第9特定期間末(平成19年3月15日)	551	557	13,202	13,334
第10特定期間末(平成19年9月18日)	534	539	13,342	13,474

第11特定期間末(平成20年3月17日)	525	530	13,148	13,280
第12特定期間末(平成20年9月16日)	471	476	12,448	12,580
第13特定期間末(平成21年3月16日)	393	398	11,210	11,342
第14特定期間末(平成21年9月15日)	388	393	11,867	11,999
第15特定期間末(平成22年3月15日)	352	357	11,223	11,355
第16特定期間末(平成22年9月15日)	287	290	10,341	10,473
第17特定期間末(平成23年3月15日)	447	466	9,688	10,288
第18特定期間末(平成23年9月15日)	2,424	2,564	8,907	9,607
第19特定期間末(平成24年3月15日)	1,059	1,174	8,501	9,101
平成23年4月末日	1,100	—	10,141	—
5月末日	1,487	—	9,756	—
6月末日	2,274	—	9,635	—
7月末日	2,494	—	9,250	—
8月末日	2,547	—	9,374	—
9月末日	2,224	—	8,767	—
10月末日	2,111	—	8,948	—
11月末日	1,753	—	8,215	—
12月末日	1,520	—	8,112	—
平成24年1月末日	1,176	—	8,010	—
2月末日	1,099	—	8,600	—
3月末日	1,038	—	8,583	—
4月末日	980	—	8,362	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、特定期間末の純資産総額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

②【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成14年9月25日 至 平成15年3月17日	124円
第2特定期間	自 平成15年3月18日 至 平成15年9月16日	132円
第3特定期間	自 平成15年9月17日 至 平成16年3月15日	132円
第4特定期間	自 平成16年3月16日 至 平成16年9月15日	132円
第5特定期間	自 平成16年9月16日 至 平成17年3月15日	132円
第6特定期間	自 平成17年3月16日 至 平成17年9月15日	132円
第7特定期間	自 平成17年9月16日 至 平成18年3月15日	132円
第8特定期間	自 平成18年3月16日 至 平成18年9月15日	132円
第9特定期間	自 平成18年9月16日 至 平成19年3月15日	132円
第10特定期間	自 平成19年3月16日 至 平成19年9月18日	132円
第11特定期間	自 平成19年9月19日 至 平成20年3月17日	132円
第12特定期間	自 平成20年3月18日 至 平成20年9月16日	132円
第13特定期間	自 平成20年9月17日 至 平成21年3月16日	132円
第14特定期間	自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日	132円
第15特定期間	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	132円

第16特定期間	自 平成22年 3 月16日 至 平成22年 9 月15日	132円
第17特定期間	自 平成22年 9 月16日 至 平成23年 3 月15日	600円
第18特定期間	自 平成23年 3 月16日 至 平成23年 9 月15日	700円
第19特定期間	自 平成23年 9 月16日 至 平成24年 3 月15日	600円

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第 1 特定期間	自 平成14年 9 月25日 至 平成15年 3 月17日	9.0
第 2 特定期間	自 平成15年 3 月18日 至 平成15年 9 月16日	4.9
第 3 特定期間	自 平成15年 9 月17日 至 平成16年 3 月15日	5.4
第 4 特定期間	自 平成16年 3 月16日 至 平成16年 9 月15日	△0.4
第 5 特定期間	自 平成16年 9 月16日 至 平成17年 3 月15日	7.1
第 6 特定期間	自 平成17年 3 月16日 至 平成17年 9 月15日	1.1
第 7 特定期間	自 平成17年 9 月16日 至 平成18年 3 月15日	1.7
第 8 特定期間	自 平成18年 3 月16日 至 平成18年 9 月15日	5.9
第 9 特定期間	自 平成18年 9 月16日 至 平成19年 3 月15日	4.0
第10特定期間	自 平成19年 3 月16日 至 平成19年 9 月18日	2.1
第11特定期間	自 平成19年 9 月19日 至 平成20年 3 月17日	△0.5
第12特定期間	自 平成20年 3 月18日 至 平成20年 9 月16日	△4.3
第13特定期間	自 平成20年 9 月17日 至 平成21年 3 月16日	△8.9
第14特定期間	自 平成21年 3 月17日 至 平成21年 9 月15日	7.0
第15特定期間	自 平成21年 9 月16日 至 平成22年 3 月15日	△4.3
第16特定期間	自 平成22年 3 月16日 至 平成22年 9 月15日	△6.7
第17特定期間	自 平成22年 9 月16日 至 平成23年 3 月15日	△0.5
第18特定期間	自 平成23年 3 月16日 至 平成23年 9 月15日	△0.8
第19特定期間	自 平成23年 9 月16日 至 平成24年 3 月15日	2.2

(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(分配付)－前特定期間末の基準価額(分配落))÷前特定期間末の基準価額(分配落)×100

(4)【設定及び解約の実績】

下記特定期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第 1 特定期間	2,185,159,078	442,062,255
第 2 特定期間	609,369,560	879,256,885
第 3 特定期間	47,188,282	714,903,860
第 4 特定期間	81,571,647	135,514,128

第5特定期間	26,716,368	107,089,223
第6特定期間	41,557,268	99,526,561
第7特定期間	12,477,159	99,974,675
第8特定期間	32,194,666	85,001,730
第9特定期間	14,579,443	69,476,767
第10特定期間	21,307,373	38,819,646
第11特定期間	36,480,119	37,440,356
第12特定期間	34,055,971	54,595,744
第13特定期間	4,683,277	32,280,706
第14特定期間	2,108,037	25,887,299
第15特定期間	4,146,290	17,297,503
第16特定期間	5,026,986	41,943,251
第17特定期間	196,903,834	12,912,330
第18特定期間	2,642,430,023	381,946,145
第19特定期間	144,863,946	1,620,825,311

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

<参考情報：運用実績>（2012年4月27日現在）

① 基準価額・純資産の推移



(当初設定日)

基準価額および基準価額(分配金再投資後)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

② 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第1期～ 第110期(計)	3,644円
第111期 11年12月	120円
第112期 12年1月	80円
第113期 12年2月	80円
第114期 12年3月	80円
第115期 12年4月	80円
直近1年間 累計	1,280円
設定来 累計	4,084円

③ 主要な資産の状況

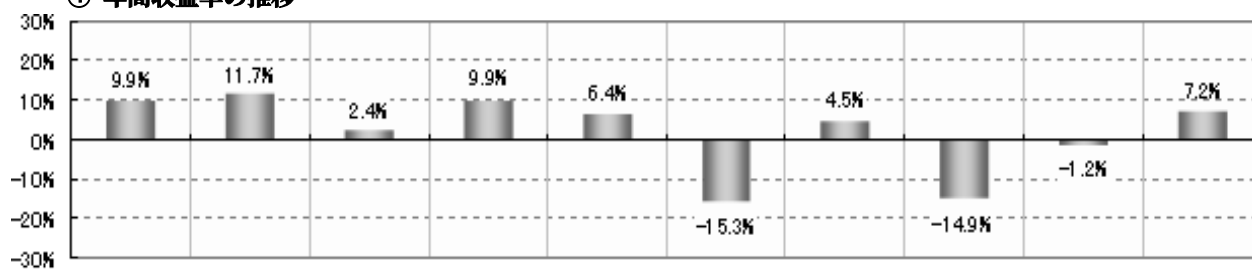
〔組入上位10銘柄〕

	組入国債	クーポン	償還日	構成比
1	オランダ国債	7.500%	2023.01.15	18.7%
2	ドイツ連邦債	6.000%	2016.06.20	17.7%
3	ドイツ連邦債	4.500%	2013.01.04	15.4%
4	ドイツ連邦債	6.500%	2027.07.04	11.2%
5	フランス国債	8.500%	2019.10.25	8.1%
6	ドイツ連邦債	4.750%	2040.07.04	6.7%
7	オランダ国債	4.500%	2017.07.15	6.6%
8	ドイツ連邦債	4.250%	2018.07.04	5.1%
9	フランス国債	8.500%	2023.04.25	2.7%
10	--	--	--	--

〔国別構成比〕

	国名	構成比
1	ドイツ	56.1%
2	オランダ	25.3%
3	フランス	10.8%

④ 年間収益率の推移



2003年 2004年 2005年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年
税引前分配金を再投資したものとして計算しています。2012年は4月27日までの騰落率を表示しています。
ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース : 収益分配金を受取るコース

自動けいぞく投資コース：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。

- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約[※]」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約[※]」を締結することができる場合があります。
 - ※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

<申込単位>

- ・販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
- ・自動購入サービス契約[※]を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
 - ※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にてご確認ください。

<申込価額>

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

<申込手数料>

- ・2.1%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。
 - ※上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

<払込期日、払込取扱場所>

- ・受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

<換金手続き(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、解約請求の受付は行いません。
- ・解約請求の受付は原則として午後3時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方におかれましては、解約請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

<解約価額>

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・解約価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

<解約手数料>

・ありません。

<信託財産留保額>

・ありません。

<解約代金のお支払い>

・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

<大口解約の制限>

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価[※]して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万円当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要投資対象である国債証券は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しません。)または価格情報会社の提供する価額等で評価します。また、先物取引・オプション取引については、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によって評価します。

② 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③ 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ユロ債毎」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成14年9月25日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ①ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成14年10月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。

b 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

c 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

d 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は投資信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

③ ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または投資信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

④ 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または投資信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、このファンドの償還または投資信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または投資信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年3月、9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用指図に関する権限の委託は、発効日から有効に存続し、両者のいずれかが契約終了日の3ヵ月以上前までに書面により契約終了の通知を行った場合、終了することができます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までの日）から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成23年9月16日から平成24年3月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成23年 9 月15日現在]	当期 [平成24年 3 月15日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,459,865,646	1,070,294,086
未収入金	11,313,416	6,539,444
流動資産合計	2,471,179,062	1,076,833,530
資産合計	2,471,179,062	1,076,833,530
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	32,664,315	9,968,519
未払解約金	11,313,416	6,539,444
未払受託者報酬	113,437	45,540
未払委託者報酬	2,495,666	1,001,844
その他未払費用	113,430	45,529
流動負債合計	46,700,264	17,600,876
負債合計	46,700,264	17,600,876
純資産の部		
元本等		
元本	2,722,026,317	1,246,064,952
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△297,547,519	△186,832,298
元本等合計	2,424,478,798	1,059,232,654
純資産合計	2,424,478,798	1,059,232,654
負債純資産合計	2,471,179,062	1,076,833,530

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	当期 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△61,026,410	△11,190,151
営業収益合計	△61,026,410	△11,190,151
営業費用		
受託者報酬	448,947	432,675
委託者報酬	9,876,945	9,518,752
その他費用	448,897	432,613
営業費用合計	10,774,789	10,384,040
営業利益又は営業損失（△）	△71,801,199	△21,574,191
経常利益又は経常損失（△）	△71,801,199	△21,574,191
当期純利益又は当期純損失（△）	△71,801,199	△21,574,191
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,597,733	1,296,062
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△14,378,755	△297,547,519
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,978,796	268,736,830
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,978,796	268,736,830
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,797,479	19,387,346
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,626	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,779,853	19,387,346
分配金	139,951,149	115,764,010
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△297,547,519	△186,832,298

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	当期 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益 証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(追加情報)

前期 (平成23年 9月15日現在)	当期 (平成24年 3月15日現在)
-----	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過 去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に 関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基 準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年 12月 4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年 9月15日現在)	当期 (平成24年 3月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	461,542,439円	2,722,026,317円
期中追加設定元本額	2,642,430,023円	144,863,946円
期中一部解約元本額	381,946,145円	1,620,825,311円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	2,722,026,317口	1,246,064,952口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 297,547,519円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 186,832,298円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	当期 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日
1. 主要投資対象である親投資信託 受益証券において、信託財産の運 用の指図に係る権限の全部又は一 部を委託するために要する費用	当該親投資信託受益証券に係る信託 財産の純資産総額のうち、当ファンド に対応する部分の額の年率0.26%相 当額	同左
2. 分配金の計算過程	(平成23年 3月16日から平成23年 4月 15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期 純利益金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額(2,949,270円、ファ ンドに帰属すべき親投資信託受益証 券の配当等収益を含む)、解約に伴う 当期純利益金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰越欠損 金を補填した額(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(216,192,673円) 及び分配準備積立金(71,476,533円) より分配対象収益は290,618,476円 (1万口当たり4,838.15円)であり、う ち6,006,795円(1万口当たり100円) を分配金額としております。	(平成23年 9月16日から平成23年10月 17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期 純損失金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額(8,336,739円、ファ ンドに帰属すべき親投資信託受益証 券の配当等収益を含む)、解約に伴う 当期純損失金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰越欠損 金を補填した額(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(1,073,353,538 円)及び分配準備積立金(0円)より分 配対象収益は1,081,690,277円(1万 口当たり4,390.70円)であり、うち 29,563,007円(1万口当たり120円)を 分配金額としております。

(平成23年4月16日から平成23年5月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,760,013円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(519,182,863円)及び分配準備積立金(66,075,310円)より分配対象収益は590,018,186円(1万口当たり4,787.19円)であり、うち14,789,908円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	(平成23年10月18日から平成23年11月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,033,836円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(960,125,984円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は967,159,820円(1万口当たり4,302.54円)であり、うち26,974,556円(1万口当たり120円)を分配金額としております。
(平成23年5月17日から平成23年6月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,550,705円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(798,133,345円)及び分配準備積立金(55,984,115円)より分配対象収益は861,668,165円(1万口当たり4,712.12円)であり、うち21,943,381円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	(平成23年11月16日から平成23年12月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,973,985円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(828,363,859円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は833,337,844円(1万口当たり4,207.68円)であり、うち23,766,164円(1万口当たり120円)を分配金額としております。
(平成23年6月16日から平成23年7月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,631,645円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,131,644,911円)及び分配準備積立金(41,040,934円)より分配対象収益は1,182,317,490円(1万口当たり4,635.94円)であり、うち30,603,884円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	(平成23年12月16日から平成24年1月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,972,764円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(739,240,916円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は743,213,680円(1万口当たり4,109.71円)であり、うち14,467,410円(1万口当たり80円)を分配金額としております。
(平成23年7月16日から平成23年8月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,009,757円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,258,388,249円)及び分配準備積立金(19,563,822円)より分配対象収益は1,289,961,828円(1万口当たり4,560.45円)であり、うち33,942,866円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	(平成24年1月17日から平成24年2月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,051,637円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(555,320,875円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は559,372,512円(1万口当たり4,059.17円)であり、うち11,024,354円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

	(平成23年8月16日から平成23年9月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,679,962円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,208,836,073円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,218,516,035円(1万口当たり4,476.50円)であり、うち32,664,315円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	(平成24年2月16日から平成24年3月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,657,851円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(495,834,893円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は499,492,744円(1万口当たり4,008.56円)であり、うち9,968,519円(1万口当たり80円)を分配金額としております。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	当期 自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は親投資信託受益証券であります。当該親投資信託受益証券には、保有または取引を行っている金融商品の評価により価格が変動するリスクがあります。当該親投資信託受益証券が保有または取引を行っている金融商品は国債証券、為替予約取引、先物取引であり、当該金融商品には、金融商品市場における金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	当期 自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2)有価証券以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と 近似しているため、当該帳簿価額を時 価としております。	(2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金銭債権の決算日後の償還予定 額	貸借対照表に計上している金銭債権 は、その全額が1年以内に償還されま す。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(平成23年9月15日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△53,003,266円
合計	△53,003,266円

当期(平成24年3月15日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	60,903,636円
合計	60,903,636円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (平成23年9月15日現在)	当期 (平成24年3月15日現在)
一口当たり純資産額	0.8907円	0.8501円
(一万口当たり純資産額)	(8,907円)	(8,501円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・ マザーファンド	759,396,968	1,070,294,086	
合計		759,396,968	1,070,294,086	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。
なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	[平成23年9月15日現在]	[平成24年3月15日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		—	13,322,612
コール・ローン		34,419,514	3,775,214
国債証券		59,895,280,504	45,207,331,641
派生商品評価勘定		109,039,781	21,872,701
未収入金		226,019,077	335,925,281
未収利息		2,190,813,839	692,467,197
前払費用		43,774,629	298,342,990
差入委託証拠金		2,165,291,142	2,611,884,111
流動資産合計		64,664,638,486	49,184,921,747
資産合計		64,664,638,486	49,184,921,747
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		18,237,232	73,209,386
未払解約金		238,400,076	276,718,150
流動負債合計		256,637,308	349,927,536
負債合計		256,637,308	349,927,536
純資産の部			
元本等			
元本		47,156,039,891	34,650,212,683
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		17,251,961,287	14,184,781,528
元本等合計		64,408,001,178	48,834,994,211
純資産合計		64,408,001,178	48,834,994,211
負債純資産合計		64,664,638,486	49,184,921,747

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
----	------------------------------	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。	(1)為替予約 同左 (2)先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(追加情報)

(平成23年9月15日現在)	(平成24年3月15日現在)
-----	本報告書における開示対象ファンドの当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成23年9月15日現在)	(平成24年3月15日現在)
1. 元本の推移		
期首相当日現在元本額	60,474,617,114円	47,156,039,891円
期中追加設定元本額	2,054,926,011円	284,043,650円
期中一部解約元本額	15,373,503,234円	12,789,870,858円
元本の内訳		
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)	1,801,043,818円	759,396,968円
ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(3ヵ月決算型)	2,470,894,336円	1,987,362,272円
ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド(毎月決算型)	34,971,297,639円	25,903,269,486円
ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド(SMA専用)	220,389,625円	200,451,685円
ピクテ・ユーロ・セレクト・インカム(適格機関投資家専用)	7,692,414,473円	5,799,732,272円
合計	47,156,039,891円	34,650,212,683円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	47,156,039,891口	34,650,212,683口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
----	------------------------------	------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は国債証券、為替予約取引、先物取引であります。 当該金融商品には、金融商品市場における金利または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。 為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金・配当金等の受取りのため、また外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で行っています。 先物取引は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、安定的な利益の確保を図る目的で行っています。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日	自 平成23年9月16日 至 平成24年3月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左
--------------------	-------------------------------------	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成23年9月15日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,628,772,251円
合計	△1,628,772,251円

(平成24年3月15日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△336,865,049円
合計	△336,865,049円

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

(平成23年9月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	91,475,218	—	91,884,639	△409,421
合計		91,475,218	—	91,884,639	△409,421

(平成24年3月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	60,805,181	—	60,716,208	88,973
合計		60,805,181	—	60,716,208	88,973

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

② 債券関連

(平成23年9月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	13,598,947,935	—	13,692,751,795	93,803,860
	売建	6,993,776,016	—	6,996,367,906	△2,591,890
		20,592,723,951	—	20,689,119,701	91,211,970

(平成24年3月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	6,643,206,694	—	6,569,997,308	△73,209,386
	売建	1,982,319,248	—	1,960,535,520	21,783,728
合計		8,625,525,942	—	8,530,532,828	△51,425,658

(注)時価の算定方法

・先物取引

1. 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	(平成23年9月15日現在)	(平成24年3月15日現在)
一口当たり純資産額	1.3658円	1.4094円
(一万口当たり純資産額)	(13,658円)	(14,094円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価金額	備考
国債証券	ユーロ	4.25% DEUTSCHLAND 2018/07/04	18,500,000	21,858,305.00	
		4.5% DEUTSCHLAND 2013/01/04	76,500,000	79,181,325.00	
		4.5% NETHERLANDS GOVT 2017/07/15	25,000,000	28,865,000.00	
		4.75% DEUTSCHLAND 2040/07/04	20,000,000	28,266,000.00	
		6% DEUTSCHLAND 2016/06/20	63,310,000	77,000,787.50	
		6.5% DEUTSCHLAND 2027/07/04	31,800,000	47,634,810.00	

		7.5% NETHERLANDS GOVT 2023/01/15	54,750,000	80,838,375.00	
		8.5% FRANCE O.A.T 2023/04/25	7,900,000	11,951,910.00	
		8.5% FRANCE O.A.T. 2012/12/26	2,000,000	2,127,460.00	
		8.5% FRANCE O.A.T. 2019/10/25	25,000,000	35,505,750.00	
		通貨小計 (邦貨換算)	324,760,000	413,229,722.50	
		銘柄数	10銘柄	(45,207,331,641)	
合計		〔うち外国証券〕 銘柄数	10銘柄	45,207,331,641 〔45,207,331,641〕	

(注)

1. 各通貨毎の小計欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
ユーロ	国債証券 10銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】（平成24年4月末日現在）**

I 資産総額	995,135,774円
II 負債総額	14,483,077円
III 純資産総額(I－II)	980,652,697円
IV 発行済数量	1,172,772,576口
V 1万口当たり純資産額(III／IV)	8,362円

(参考)ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド・マザーファンド

I 資産総額	47,192,673,897円
II 負債総額	211,292,789円
III 純資産総額(I－II)	46,981,381,108円
IV 発行済数量	33,510,679,835口
V 1万口当たり純資産額(III／IV)	14,020円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**1 名義書換について**

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

(1)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2)(1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3)(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成24年4月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構**① 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用業および投資助言・代理業に係る投資政策を審議・決定するとともに、その運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析する機関として、投資政策管理委員会を置きます。

投資政策管理委員会は、資産運用部長、ポートフォリオマネージャーその他議長が指名する者をもって構成します。投資政策管理委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策管理委員会が随時招集されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成24年4月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次の通りです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類※				本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式		4	5,335,284,423
		債券		1	685,531
	海外	株式	—	8	287,804,378,419
			インデックス型	2	1,340,688,352
		債券		11	113,142,733,970
	内外	株式		12	678,378,459,744
		債券		4	17,286,853,724
		資産複合		10	79,115,523,691
合計				52	1,182,404,607,854

※種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1)当社の財務諸表は、第26期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第27期事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)及び第27期事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第26期 (平成22年12月31日現在)			第27期 (平成23年12月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産							
現金・預金			5,469,359			5,167,329	
前払費用			52,388			49,253	
未収委託者報酬			1,013,093			698,479	
未収収益			153,955			136,354	
未収還付消費税等			230			19,630	
繰延税金資産			128,622			133,038	
その他			30,556			18,625	
流 動 資 産 計			6,848,205	86.5		6,222,711	85.7
固 定 資 産							
有形固定資産			202,866	2.6		221,067	3.1
建物付属設備	※ 1	131,542			150,709		
器具備品	※ 1	71,323			70,358		
無形固定資産			243,447	3.1		203,592	2.8
ソフトウェア		242,615			202,760		
その他		831			831		
投資その他の資産			616,279	7.8		612,463	8.4
投資有価証券		17,999			-		
長期前払費用		11,359			4,464		
長期差入保証金		212,288			208,350		
繰延税金資産		374,631			399,647		
固 定 資 産 計			1,062,593	13.4		1,037,123	14.3
資 産 合 計			7,910,798	100.0		7,259,834	100.0

		第26期 (平成22年12月31日現在)			第27期 (平成23年12月31日現在)		
負 債 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
流 動 負 債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			100,744			51,569	
未払金			1,002,117			767,700	
未払手数料		580,151			399,052		

その他未払金		421,965			368,647		
未払法人税等			312,003			28,515	
賞与引当金			222,869			274,923	
役員賞与引当金			302,151			119,405	
その他			2,221			-	
流動負債計			1,942,107	24.6		1,242,114	17.1
固定負債							
退職給付引当金			570,788			1,022,104	
役員退職慰労引当金			350,135			375,688	
資産除去債務			-			51,685	
固定負債計			920,923	11.6		1,449,478	20.0
負債合計			2,863,031	36.2		2,691,592	37.1
純資産の部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
株 主 資 本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			200,000	2.5		200,000	2.8
利益剰余金			4,845,394	61.3		4,368,242	60.1
利益準備金		50,000			50,000		
その他利益剰余金		4,795,394			4,318,242		
繰越利益剰余金		4,795,394			4,318,242		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			2,372	0.0		-	-
純資産合計			5,047,767	63.8		4,568,242	62.9
負債・純資産合計			7,910,798	100.0		7,259,834	100.0

(2) 【損益計算書】

			第26期 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日			第27期 自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日			
区 分			注記 番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
				千円	千円	%	千円	千円	%
		営 業 収 益							
		委託者報酬			15,387,167			12,634,843	
		その他営業収益			540,848			430,673	
		営 業 収 益 計			15,928,016	100.0		13,065,516	100.0
		営 業 費 用							
		支払手数料			9,312,190			7,748,548	
		広告宣伝費			247,046			137,534	
		調査費			1,207,398			970,291	
		調査費		121,474			117,284		
		委託調査費		1,085,924			853,006		
		委託計算費			188,095			182,658	
		営業雑経費			339,716			305,635	
		通信費		32,946			34,390		
		印刷費		282,145			247,087		
		諸会費		16,575			13,828		
		図書費		2,017			1,672		
		諸経費		6,030			8,656		
		営 業 費 用 計			11,294,448	70.9		9,344,668	71.5
		一 般 管 理 費							

経常損益の部	の部	給料		1,999,425		2,008,388		
		役員報酬		107,313		112,054		
		給料・手当		1,349,935		1,407,098		
		役員賞与		1,627		66,386		
		賞与		17,039		28,519		
		賞与引当金繰入		223,450		274,923		
		役員賞与引当金繰入		300,058		119,405		
		旅費交通費		62,511		94,042		
		租税公課		24,572		18,657		
		不動産賃借料		223,896		224,673		
		退職給付費用		173,921		162,399		
		役員退職慰労引当金繰入		3,500		-		
		固定資産減価償却費		131,075		126,823		
		消耗器具備品費		11,350		20,217		
		人材採用費		13,876		44,036		
		修繕維持費		55,353		65,722		
		諸経費		133,521		140,007		
		一般管理費計		2,833,006	17.8	2,904,968	22.2	
		営業利益			1,800,562	11.3	815,878	6.2
	営業外損益の部	営業外収益						
		有価証券償還益			-		1,281	
		受取利息			809		8	
		受取配当金			4,187		-	
		為替差益			-		5,306	
		その他			9,265		2,374	
		営業外収益計			14,262	0.1	8,970	0.1
		営業外費用						
		支払手数料			17,151		18,149	
	その他			4,193		48		
	営業外費用計			21,345	0.1	18,198	0.1	
経常利益			1,793,479	11.3	806,650	6.2		
特別損益の部	特別利益							
	投資有価証券売却益			5,030		-		
	役員退職慰労引当金戻入益			-		25,183		
	その他	※2		-		1,642		
	特別利益計			5,030	0.0	26,826	0.2	
	特別損失							
	固定資産除却損	※1		8,550		2,218		
	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			-		36,226		
	臨時償却	※3		-		4,462		
退職給付費用			-		323,034			
特別損失計			8,550	0.1	365,941	2.8		
税引前当期純利益			1,789,958	11.2	467,535	3.6		
法人税、住民税及び事業税			894,784	5.6	472,492	3.6		
法人税等調整額			△17,950	0.1	△27,804	0.2		
当期純利益			913,124	5.7	22,847	0.2		

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	第27期事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		

資本金

前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	200,000	200,000

利益剰余金

利益準備金

前期末残高	50,000	50,000
当期変動額		
利益準備金積立	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	50,000	50,000

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

前期末残高	5,382,269	4,795,394
当期変動額		
利益準備金積立	-	-
剰余金の配当	△1,500,000	△500,000
当期純利益	913,124	22,847
当期変動額合計	△586,875	△477,152
当期末残高	4,795,394	4,318,242

利益剰余金合計

前期末残高	5,432,269	4,845,394
当期変動額		
剰余金の配当	△1,500,000	△500,000
当期純利益	913,124	22,847
当期変動額合計	△586,875	△477,152
当期末残高	4,845,394	4,368,242

株主資本合計

前期末残高	5,632,269	5,045,394
当期変動額		
剰余金の配当	△1,500,000	△500,000
当期純利益	913,124	22,847
当期変動額合計	△586,875	△477,152
当期末残高	5,045,394	4,568,242

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末残高	△593	2,372
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,965	△2,372
当期変動額合計	2,965	△2,372
当期末残高	2,372	-

評価・換算差額等合計

前期末残高	△593	2,372
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,965	△2,372
当期変動額合計	2,965	△2,372

当期末残高	2,372	-
純資産合計		
前期末残高	5,631,676	5,047,767
当期変動額		
剰余金の配当	△1,500,000	△500,000
当期純利益	913,124	22,847
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,965	△2,372
当期変動額合計	△583,910	△479,525
当期末残高	5,047,767	4,568,242

重要な会計方針

区分	第26期 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	第27期 自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。	(1) その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	-----	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第26期 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	第27期 自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日
-----	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,421千円、税引前当期純利益は39,647千円減少しております。
-----	(退職給付会計に関する会計方針) 退職給付債務の算定の精度を高めることにより、期間損益計算の適正化及び財政状態の健全化を図るため、当事業年度より、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更に伴い、前期末における退職給付債務を算定した結果発生した簡便法と原則法との差額323,034千円を特別損失に計上しているため、税引前当期純利益が323,034千円減少しております。 なお、当該変更が、事業年度末において実施されたのは、当事業年度の下期において、会社の管理体制の見直しを行った結果、退職給付債務の算定の精度を高めることにより、期間損益計算の適正化及び財政状態の健全化を図る必要性がより高まったためであり、当中間期においては、従来の方策によっております。従って、当中間会計期間は、当事業年度と同一の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は725千円少なく、税引前中間純利益は322,308千円多く計上されております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第26期 平成22年12月31日現在	第27期 平成23年12月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 95,446千円	建物付属設備 158,658千円
器具備品 188,563千円	器具備品 217,568千円

(損益計算書関係)

第26期 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	第27期 自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日
※1 固定資産除却損は次のとおりであります。 器具備品 2,025千円 ソフトウェア 6,525千円	※1 固定資産除却損は次のとおりであります。 ソフトウェア 2,218千円
-----	※2 特別利益は次のとおりであります。 債務免除益 1,642千円
-----	※3 臨時償却は次のとおりであります。 器具備品 4,462千円

(株主資本等変動計算書関係)

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第25期事業年度末 株式数 (株)	第26期事業年度 増加株式数 (株)	第26期事業年度 減少株式数 (株)	第26期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年12月6日 臨時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	1,875,000	平成21年12月31日	平成22年12月7日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第26期事業年度末 株式数 (株)	第27期事業年度 増加株式数 (株)	第27期事業年度 減少株式数 (株)	第27期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年12月21日 臨時株主総会	普通株式	500,000	利益剰余金	625,000	平成22年12月31日	平成23年12月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	197,115千円
1年超	801,375千円
合計	998,491千円

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	207,289千円
1年超	625,349千円
合計	832,638千円

(金融商品に関する注記)

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されています。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成22年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,469,359	5,469,359	-
未収委託者報酬	1,013,093	1,013,093	-
未払手数料	580,151	580,151	-
その他未払金	421,965	421,965	-

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,469,359	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,013,093	-	-	-	-	-

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されています。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代

表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成23年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,167,329	5,167,329	-
未収委託者報酬	698,479	698,479	-
未払手数料	399,052	399,052	-
その他未払金	368,647	368,647	-

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,167,329	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	698,479	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

第26期(平成22年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	13,000	17,023	4,023
	小計	13,000	17,023	4,023
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	976	△24
	小計	1,000	976	△24
合計		14,000	17,999	3,999

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
206,030	5,030	-

第27期(平成23年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に償還されたその他有価証券(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

償還額(千円)	償還益の合計(千円)	償還損の合計(千円)
15,281	1,667	385

(デリバティブ取引関係)

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第26期 (平成22年12月31日現在)	第27期 (平成23年12月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務に関する事項	(1)退職給付債務 570,788千円 (2)退職給付引当金 570,788千円	(1)退職給付債務 1,022,104千円 (2)退職給付引当金 1,022,104千円
3. 退職給付費用に関する事項	退職給付費用 173,921千円	退職給付費用 162,399千円 (1)勤務費用 160,094千円 (2)利息費用 8,888千円 (3)数理計算上の差異の費用処理額 △6,583千円 (4)会計方針の変更に伴う影響額(注) 323,034千円 (注)当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法から原則法へ変更しております。当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額は、特別損失に計上しております。
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	-----	(1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (2)割引率 1.00% (3)数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額損益処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

区分	第26期 (平成22年12月31日)	第27期 (平成23年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	374,631千円	502,585千円
未払事業税否認	24,308千円	3,387千円
賞与引当金損金算入限度超過額	90,663千円	111,866千円
資産除去債務	-	13,793千円
その他	15,288千円	19,370千円
繰延税金資産小計	504,890千円	651,003千円
評価性引当額	-	△118,317千円
繰延税金資産合計	504,890千円	532,685千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	1,637千円	-
繰延税金負債小計	1,637千円	-
繰延税金資産合計(純額)	503,253千円	532,685千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第26期 (平成22年12月31日)	第27期 (平成23年12月31日)
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金算入されない項目 6.9%	交際費等永久に損金算入されない項目 14.3%
	評価性引当金 25.3%
	法人税率の変更等による影響 14.7%
その他 1.4%	その他 0.1%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	95.1%
-------------------	-------	-------------------	-------

3. 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成25年1月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は68,702千円減少し、法人税等調整額は68,702千円増加しております。

（資産除去債務関係）

第27期（平成23年12月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- （1）東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- （2）大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

（1）東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（2）大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注）	47,095千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,054千円
時の経過による調整額	535千円
当事業年度末残高	51,685千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

第27期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

第27期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,634,843千円	328,666千円	102,006千円	13,065,516千円

（2）地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメン

ト情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引関係）

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	—	投資運用の 受託・委託 契約	運用手数料 料の受取 (注1)	11,573	未収 収益	—
							運用手数料 料の支払 (注1)	716,251	未払金	169,724
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP959,789	資産 運用 会社	—	投資運用の 委託契約 役員の兼任	運用手数料 料の支払 (注1)	306,586	未払金	73,032
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF100,000,000	銀行	—	現金の預入	現金の預入 (注2)	7,001,583	現金・ 預金	2,237,551
							現金の引出	7,425,791		
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ ファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産 運用 会社	—	投資運用の 受託・委託 契約	運用手数料 料の受取 (注1)	6,386	未収収益	1,454
							運用手数料 料の支払 (注1)	63,086	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の受取・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	—	投資運用の 委託契約	運用手数料 料の支払 (注1)	567,087	未払金	117,838
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP959,789	資産 運用 会社	—	投資運用の 委託契約 役員の兼任	運用手数料 料の支払 (注1)	224,692	未払金	47,738
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF100,000,000	銀行	—	現金の預入	現金の引出 (注2)	475,000	現金・ 預金	1,762,551

同一の親会社を持つ会社	ピクテファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	—	投資運用の受託・委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の受取(注1)	2,151	未収収益	—
							運用手数料の支払(注1)	61,227	未払金	55,921
							翻訳事務手数料の受取(注3)	249	未収収益	249
同一の親会社を持つ会社	ピクテグローバル セレクション ファンド マネージメント エスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社	—	投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取(注3)	11,133	未収収益	11,133

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注3)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第26期事業年度 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日		第27期事業年度 自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	
1株当たり純資産額	6,309,709円8銭	1株当たり純資産額	5,710,302円71銭
1株当たり当期純利益	1,141,406円23銭	1株当たり当期純利益	28,559円04銭
損益計算書上当期純利益	913,124千円	損益計算書上当期純利益	22,847千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	913,124千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	22,847千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) (3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】**(1) 定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称	資本金の額※	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年9月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額※	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年9月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
株式会社東和銀行 株式会社イオン銀行	41,153百万円 51,250百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社(注)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
エース証券株式会社 SMB Cフレンド証券株式会社 極東証券株式会社 高木証券株式会社	8,831百万円 27,270百万円 5,251百万円 11,069百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※平成23年9月末日現在

(注)三井住友信託銀行株式会社では新規買付を停止し、換金のための受付となります。ただし、累積投資(分配金再投資)コースの分配金再投資は引き続き行われます。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額※	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	1,000万スイスフラン (892百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

※平成24年4月27日現在。スイスフランの円貨換算は、平成24年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=89.24円)によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産の保管および管理を行います。

(2)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社より運用指図の権限の委託を受け、マザーファンドの公社債等に関する運用指図を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・アンド・シーのパートナーです。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成23年 9 月22日提出	臨時報告書
平成23年11月28日提出	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年12月15日提出	有価証券報告書
平成23年12月15日提出	有価証券届出書
平成23年12月21日提出	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)の平成23年9月16日から平成24年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ユーロ最高格付国債ファンド(毎月決算型)の平成24年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（27期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年3月22日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。